日野自動車健康保険組合 御中

扶養認定時における
2回目以降の送金予定に関する確約書

扶養認定対象者(家族)氏名		
送金年額 ※下記《参考:別居している家族の被扶養者条件》参照		円
送金方法(該当するものに✔)	□ 銀行振込　□ 現金書留 □ その他(　　)	
1回目の送金金額		円
2回目以降の送金予定	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	令和　年　月	円
	年間合計	円

上記のとおり送金を予定していますので、この確約書を添えて被扶養者申請を行います。
なお、送金実績の証明として「被扶養者資格確認調査」時には、銀行振り込みの控えまたは現金書留の控え（写）を提出致します。提出を怠った場合や、記入した内容に虚偽があった場合は、認定を取り消されても異議ありません。
また、送金額に変更が生じた場合は、速やかにその旨通知致します。

令和　　年　　月　　日

被保険者(本人)氏名　　印

確認欄	自署の場合は、押印を省略することができます。 ＊ただし、訂正があった場合は、省略不可 (←自署であるため、押印を省略する場合は、☑)
□	

《参考:別居している家族の被扶養者条件》

1、収入基準 【総支給額】	60歳未満の方	130万円未満(月収目安:108,334円未満)
	60歳以上の方又は障害年金受給者	180万円未満(月収目安:150,000円未満)
	被保険者の収入の1/2未満であること	
2、仕送り基準	以下の①～④すべての基準を満たすこと ① 被扶養者の収入よりも、多い金額を仕送りしている ▼ 無収入の場合 ⇒ 48万円以上 ▼ 収入がある場合 ⇒ 年間収入よりも多い金額 ※被扶養者の収入が年間48万円未満の場合でも、48万円以上の仕送りが必要 ② 被扶養者の収入の有無に関わらず、1回目の送金金額が4万円以上 ③ 必ず以下の内容が確認できる証明書である ▼ 送金人が被保険者であること　▼ 受取人が被扶養者であること ▼ 送金日　▼ 送金額 ④ 第三者に証明できる方法(口座振込等)である(手渡しは認められません)	

確認欄	この届出については以下①又は②の要件を満たしたものである ①申請者本人(被保険者)が、自署以外で作成したものである。 ②記載内容について誤りがないか申請者本人が確認している。 (←事業主の証明により、押印を省略する場合は、☑)
□	

上記の通り相違ないことを証明します。　令和　　年　　月　　日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名　　㊞

(R4.7改訂)